

# 後期高齢者医療制度 被保険者の皆様へ

## 医療費が高額になる方へ

医療費を自己負担限度額にとどめるためには、下記の証が必要になります。

### 自己負担割合 3割の方

該当する方

課税所得690万円未満

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	平成31年 7月31日
交付年月日	平成30年 8月 1日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住所	うるま市石川石崎一丁目1番
被保険者氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 2年 3月 4日
発効期日	平成30年 8月 1日
適用区分	現役Ⅰ または 現役Ⅱ
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	3 9 4 7 0 0 0 0 0 0 沖縄県後期高齢者医療広域連合 <b>印</b>

限度額適用認定証

(平成30年8月から)

### 自己負担割合 1割の方

該当する方

住民税非課税世帯

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	平成31年 7月31日
交付年月日	平成30年 8月 1日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住所	うるま市石川石崎一丁目1番
被保険者氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 2年 3月 4日
発効期日	平成30年 8月 1日
適用区分	区分Ⅰ または 区分Ⅱ
長期入院該当年月日	保険者印
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	3 9 4 7 0 0 0 0 0 0 沖縄県後期高齢者医療広域連合 <b>印</b>

限度額適用・標準負担額減額認定証

申請した月の初日からの適用となります。該当すると思われる方は、お住まいの市町村で申請してください。「区分(現役並み)Ⅲ」、「一般」の方は被保険者証の提示のみで自己負担限度額にとどまるため、申請不要です。

### 自己負担限度額 (月額) 自己負担割合 3割 (平成30年8月診療分より)

適用区分(所得区分)	外来+入院【世帯単位】の限度額	証の申請
区分(現役並み)Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円 + [ ( 実際にかかった医療費 - 842,000円 ) × 1% ] (140,100円)	不要
区分(現役並み)Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円 + [ ( 実際にかかった医療費 - 558,000円 ) × 1% ] (93,000円)	必要
区分(現役並み)Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円 + [ ( 実際にかかった医療費 - 267,000円 ) × 1% ] (44,400円)	

### 自己負担限度額 (月額) 自己負担割合 1割 (平成30年8月診療分より)

	適用区分 【所得区分】	外来の限度額 【個人ごとに計算】	外来+入院 【世帯単位】の限度額	標準負担額 【入院時の1食あたりの食事代】		証の申請
				90日までの入院	210円	
課税世帯	一般	18,000円	57,600円 (44,400円)	460円		不要
非課税世帯	区分(低所得)Ⅱ	8,000円	24,600円	過去12か月以内に90日を超える入院(長期入院該当)	160円	必要
	区分(低所得)Ⅰ			15,000円	100円	

住民税非課税世帯の場合は、入院時の食事代を減額することができます。

### 平成29年度の「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

この証の有効期限は平成30年7月末です。有効期限が過ぎると使用できませんので、更新が必要です。詳しくは、お住まいの市町村窓口までお問い合わせください。

※平成30年度は、該当する一部の方につきましては、被保険者証と同封しております。